

衆議院議員 北神圭朗 様

2022年（令和4年）10月6日（木）

シルバー人材センターに対する
インボイス制度の適用除外を求める要望書

京丹波町シルバー人材センター理事長 山田 實

京丹波町議会議員 山崎裕二

京丹波町議会議員 伊藤康二

京丹波町議会議員 居谷知範

京丹波町議会議員 畠中清司

京丹波町議会議員 山崎眞宏

シルバー人材センターに対する インボイス制度の適用除外を求める要望書

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて、設立された公益社団法人であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の生きがい、健康維持・増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに寄与しています。つまり、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿として、シルバー人材センターは欠くことのできない役割を担っているといえます。

2023年（令和5年）10月、消費税における適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）が導入予定ですが、シルバー人材センターの会員は、消費税申告・納入と関わりのなかった方がほとんどのため、シルバー人材センターは、その経理において、仕入税額控除ができないものと思料します。そのため、シルバー人材センターは、発注者からの預かり消費税相当額を新たに納税する必要が生じますが、公益社団法人の運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源は見当たらないのが実状です。

シルバー人材センターの会員は、前述のとおり、社会参加や健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をされている側面も強く、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとして尽力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと危惧します。また、シルバー人材センターにとっても、新たな税負担は運営上の重要かつ深刻な問題であり、その対応に苦慮することは火を見るより明らかです。

つきましては、シルバー人材センターに対するインボイス制度に関わって、下記のとおり、強く要望します。

記

1. 消費税の特例措置として、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用を除外すること。
2. 仮に適用除外ができない場合にあっては、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう、国の責任において、追加的、継続的な財政支援を行っていくこと。